



言論の危機

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼日本国憲法第21条は、第1項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定し、第2項で「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と定めています。これは、民主国家において、権力からの言論の自由が、権力を監視し、権力の暴走を抑止するために欠かすことのできない権利だからです。表現の自由が保障されない体制は、と

うてい民主国家とは呼べないでしょう。

▼この憲法の条文には、第2次大戦下における言論抑圧と、その結果として生まれた愚かしくも哀しい日本の暴走に対する深刻な反省がこめられているように思われます。戦後70年を迎えて日本のメディアがまずしなければならぬのは、メディア自身がかつて何を行い、何を言い得なかつたかを自ら検証することでしょう。戦争の悲惨さを伝える前に、それを防ぐことができなかつた言論へのメディアの側からの深刻な反省と、悲劇を繰り返さないための覚悟が示されなくてはなりません。

▼集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に始まり、安全保障関連法の整備にいたる安倍政権の戦略は、参考人として呼ばれた憲法学者

の違憲判断の表明と、その後に突如浮上した自民党若手勉強会におけるメディア批判によって、世論を敵に回してしまいました。安倍関連法案の是非をうんぬんする以前に、安倍政権とその周辺を取り巻く議員たちの民主国家に対する基本的な認識の欠如が浮き彫りにされ、本来は法整備に賛成であった人たちが失望させることになりました。

▼官邸と自民党によるメディアに対する恫喝は、メディアの委縮をもたらししています。特にテレビ番組において、本質に切り込む企画が影を潜めてしまいました。放送法をちらつかせる形で行われた恫喝にここまでメディアが委縮してしまう姿は、メディアの衰弱を象徴するものでしょう。メディアの衰弱はまさ

しく民主主義の危機につながりかねません。良質で冷静な議論ではなく、レッテル貼りと声高なアジテーションに終始する状況からは前向きの変化は生まれません。民主的な議論の涵養にまず責任があるのは、提案者である現政権ですが、それを引き出す責任はメディアの側にもあります。

▼件の若手勉強会は「文化芸術懇話会」と言います。芸術と政治を同一視し、芸術を利用することで国民を大きな過ちに導いたのがナチスドイツのアドルフ・ヒトラーですが、この勉強会はヒトラーに学ぶことを広言しているとの証言があります。お粗末で醜悪な歴史認識しか持たない集団を生み出してしまった不明を同じ日本人として恥じるばかりです。